

1 訪問介護 料金表 (要介護1～要介護5の方)

2019年10月1日改定

金額:単位数に地域区分1級地:単位数①基本の単位数+②加算、に11.40(地域加算)をかけたものが金額になります(少数以下切捨て)。利用者負担の算出方法:金額のうち保険負担分(90%又は80%又は70%)を引いたものが利用者負担になります。利用者負担割合は収入により異なります。

項目	所要時間及び内容	単位数	1割負担額	
①基本	利用者負担は小数点以下切り捨てにしているため1ヶ月の合計単位数で計算した場合多少誤差が生じます。	身体介護(※4 自立生活支援のための見守りの援助を含む)が中心である場合		
	20分未満	166単位	190円	
	20分以上30分未満	249単位	284円	
	30分以上1時間未満	395単位	451円	
	1時間以上	577単位	658円	
	1時間から計算して30分増すごとに	83単位	94円	
	生活援助が中心である場合			
	20分以上45分未満	182単位	208円	
	45分以上	224単位	256円	
		身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間20分から計算して25分を増すごとに	66単位	76円
②加算	初回加算	下記説明※1	200単位 228円	
	緊急時訪問介護加算	下記説明※2	100単位 114円	
	生活機能連携向上加算Ⅰ、Ⅱ	下記説明※3	Ⅰ100単位、Ⅱ200単位 Ⅰ114円、Ⅱ228円	
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜(22時～6時)に訪問した場合	所定単位数×50%	
		計画上必要と認められ、2人の訪問介護員が訪問した場合	所定単位数×200%	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(①+②の単位数×サービス加算率(13.7%)×11.40(1円未満の端数は切り捨て)の1割(負担割合は収入によって異なります。算出方法は上記利用者負担の算出方法と同じです。)		
	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	加算率4.2%(利用者負担の算出方法は上記介護職員処遇改善加算と同じです。)		
利用者負担1割分の計算方法	利用者負担の算出方法のとおり			
※1 新規ご利用の利用者様又は2ヶ月間サービスのご利用が無いご利用者様に対して、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、ヘルパーに同行又は自ら訪問介護を提供した時に算定				
※2 ご利用者様又はご家族様から要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にない日時に緊急で訪問介護を提供した場合に算定				
※3、Ⅰリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等から助言を受ける体制があり、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成した月に算定。Ⅱ理学療法士等がご利用者様のお宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行又は利用者の居宅を訪問した後に共同でカンファレンスを行い生活機能の向上を目指した訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携しその訪問介護計画書に基づく訪問介護が提供された場合、訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月間算定。				
※4 自立生活支援のための見守りの援助(声かけ、疲労の確認等)、外出の介助(安全の声かけ、見守り等)				

金額、利用者負担の算出方法は訪問介護料金表と同じです

2-1) 介護予防訪問事業(訪問型独自サービス)

利用者負担額の計算方法については訪問介護と同じです。2割負担3割負担についても同様です。		1ヶ月あたりの料金		
		単位数	1割負担	備考
① 基本額	杉並区・訪問型サービス(Ⅰ)	1172単位	1336円	週に1回程度
	杉並区・訪問型サービス(Ⅱ)	2342単位	2670円	週に2回程度
	杉並区・訪問型サービス(Ⅲ)	3715単位	4236円	週に3回程度
② 加算	初回加算	上記説明※1	200単位	228円
	生活機能連携向上加算	上記説明※3	100単位	114円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		訪問介護料金表の介護職員処遇改善加算Ⅰに同じ	
	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ		訪問介護料金表の介護職員特定処遇改善加算Ⅱに同じ	
利用者負担1割分の計算方法		訪問介護料金表の利用者負担1割分の計算方法に同じ		

2-2) 自立支援訪問事業

利用者負担額の計算方法については訪問介護と同じです。2割負担3割負担についても同様です。		1回あたりの料金		
		単位数	1割負担	
① 基本額	訪問介護(45分以上)の生活援助(45分以上)を基準に算定	224単位	256円	45分から60分未満
② 加算	自立支援訪問事業処遇改善加算Ⅰ	加算割合、算出方法は介護職員処遇改善加算Ⅰに同じ		
	自立支援訪問事業特定処遇改善加算Ⅱ	加算割合、算出方法は介護職員特定処遇改善加算Ⅱに同じ		

3 その他の費用

項 目	費 用
交通費	サービス実施地域以外に訪問する場合は実費を頂きます。
キャンセル料	1500円(介護予防訪問介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業を除く)

4 介護保険外サービス(自費サービス)

項 目	費 用
家庭内で行う家事	2600円+消費税/時
身体介護、送り迎え、草取り、窓ふき等	4000円+消費税/時
病院内、美容室内の付き添い(待ち時間)	2500円+消費税/時

上記料金の改定について説明を受け、了承しました。

年 月 日

氏名

印

代理人

印

(代理人が必要な時にご署名ください)

ケアプランニング結い杉並 訪問介護（介護予防訪問介護）料金表

1 訪問介護料金表

平成26年4月1日現在 地域区分1級地

項目	サービス1回あたりの料金			
	所要時間及び内容	単位数	1割負担額	
①基本額 利用者1割負担は小数点以下切り捨てにしているため1ヶ月の合計単位数で計算した場合多少誤差が生じます。	身体介護が中心である場合			
	20分未満	171単位	192円	
	20分以上30分未満	255単位	287円	
	30分以上1時間未満	404単位	454円	
	1時間以上	587単位	660円	
	1時間以上~計算して30分増すごとに	83単位	93円	
	生活援助が中心である場合			
	20分以上45分未満	191単位	215円	
	45分以上	236単位	265円	
	身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間20分~計算して25分を増すごとに（210単位を限度とする）		70単位	78円
②加算	初回加算	下記説明※1	200単位 225円	
	緊急時訪問介護加算	下記説明※2	100単位 112円	
	生活機能向上加算	下記説明※3	100単位 112円	
	早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）に訪問した場合	所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜（22時～6時）に訪問した場合	所定単位数×50%	
	利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合		所定単位数×200%	
	介護職員処遇改善加算I		介護総単位数（①+②）×サービス加算率（4%、1単位未満の端数4捨5入）×11.26（1円未満の端数は切り捨て）の1割	
利用者負担1割分の計算方法	利用料は①+②のサービス合計単位数×11.26（地域加算）×10%となります。			
※1 新規ご利用の利用者様又は2ヶ月間サービスのご利用が無いご利用者様に対して、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、ヘルパーに同行又は自ら訪問介護を提供した時に算定				
※2 ご利用者様又はご家族様~要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にない日時に緊急で訪問介護を提供した場合に算定				
※3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（理学療法士等）がご利用者様に対してリハビリを行っている時にサービス提供責任者が同席し共同で評価を行い生活機能の向上を目指した訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携しその訪問介護計画書に基づく訪問介護が提供された場合、訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月の間の1月に算定。				

2 介護予防訪問介護料金表

項目	1ヶ月あたりの料金		
	単位数	1割負担	備考
①基本額	介護予防訪問介護費（Ⅰ）	1226単位	1380円 週に1回程度
	介護予防訪問介護費（Ⅱ）	2452単位	2760円 週に2回程度
	介護予防訪問介護費（Ⅲ）	3889単位	4379円 週に3回程度
②加算	初回加算	上記説明※1	200単位 225円
	介護職員処遇改善加算I		上記介護職員処遇改善加算Iに同じ
利用者負担1割分の計算方法	上記利用者負担1割分の計算方法に同じ		

3 その他の費用

項目	費用
交通費	サービス実施地域以外に訪問する場合は実費を頂きます。
キャンセル料	1500円

4 介護保険外サービス（自費サービス）

項目	費用
家庭内で行う家事	3000円+消費税/時
身体介護、送り迎え、草取り、窓ふき等	4000円+消費税/時
病院内、美容室内の付き添い（待ち時間）	2500円+消費税/時

ケアプランニング結い訪問介護・介護予防訪問介護 【契約書別紙】

○ 事業所の営業時間 月曜日～金曜日 (祭日、12月29日～1月3日を除く)
午前9:00～午後6:00

○ 管理者・サービス提供責任者 田主松 千代子 連絡先 03-5305-0882

訪問介護・介護予防訪問介護の内容
提供するサービスは以下のとおりです。

曜日	時間帯	内容	介護保険適用
①		ケアマネジャーが発行する利用表のとおり	○
②			
③			

利用料金は下記のとおりです

曜日	時間帯	内容	介護保険適用の場合の自己負担分
①		ケアマネジャーが発行する利用票別表のとおり	
②			
③			

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村（住民票記載地）の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○ キャンセル規定
お客様の都合でサービスを中止する場合、原則として下記のキャンセル料がかかります。

①	ご利用日前日までの当社営業時間内にご連絡を頂いた場合	無料
②	当日キャンセルの場合	一律1500円

※ 介護予防訪問介護はキャンセル料はかかりません。

上記の内容を説明を受けて了承しました

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名・続柄 _____ 印 続柄 _____

事業者 事業者名 有限会社 ケアプランニング結い
住所 〒178-0063 東京都練馬区東大泉3-22-15シンフォニープラザ1F
電話 03-5933-2100
代表者氏名 荒井 養子 印

事業所 事業所名 ケアプランニング結い杉並
住所 〒178-0063 東京都杉並区成田東5-42-2グランシャリオ1F
電話 03-5305-0882

ケアプランニング結い 訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）料金表

1 訪問介護料金表

2019年10月1日現在 地域区分1級地:単位数①基本の単位数+②加算、に11.40(地域加算)をかけたものが金額になります(少数以下切捨て)。**利用者負担の算出方法**:金額のうち保険負担分(90%又は80%又は70%)を引いたものが利用者負担になります。利用者負担割合は収入により異なります。

項目	所要時間及び内容	単位数	1割負担額
①基本	利用者負担は小数点以下切り捨てにしているため1ヶ月の合計単位数で計算した場合多少誤差が生じます。	身体介護(※4 自立支援のための見守りの援助を含む)が中心である場合	
	20分未満	166単位	190円
	20分以上30分未満	249単位	284円
	30分以上1時間未満	395単位	451円
	1時間以上	577単位	658円
	1時間から計算して30分増すごとに	83単位	94円
	生活援助が中心である場合		
	20分以上45分未満	182単位	208円
	45分以上	224単位	256円
		身体介護を行った後に引き続き20分以上の生活援助を行った場合、所要時間20分から計算して25分を増すごとに	66単位
②加算	初回加算	下記説明※1	200単位 228円
	緊急時訪問介護加算	下記説明※2	100単位 114円
	生活機能連携向上加算Ⅰ、Ⅱ	下記説明※3	Ⅰ100単位、Ⅱ200単位 I114円、Ⅱ228円
	早朝・夜間加算	早朝(6時~8時)、夜間(18時~22時)に訪問した場合	所定単位数×25%
	深夜加算	深夜(22時~6時)に訪問した場合	所定単位数×50%
	計画上必要と認められ、2人の訪問介護員が訪問した場合		所定単位数×200%
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		(①+②の単位数×サービス加算率(13.7%)×11.40(1円未満の端数は切り捨て)の1割(負担割合は収入によって異なります。算出方法は上記利用者負担の算出方法と同じです。)
	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ		加算率4.2%(利用者負担の算出方法は上記介護職員処遇改善加算と同じです。)

利用者負担1割分の計算方法 上記利用者負担の算出方法のとおり

※1 新規ご利用の利用者様又は2ヶ月間サービスのご利用が無いご利用者様に対して、サービス提供責任者が訪問介護計画書を作成し、ヘルパーに同行又は自ら訪問介護を提供した時に算定

※2 ご利用者様又はご家族様から要請を受け、ケアマネジャーが必要と認めた時に居宅サービス計画にない日時に緊急で訪問介護を提供した場合に算定

※3、Ⅰリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等から助言を受ける体制があり、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成した月に算定。Ⅱ 理学療法士等がご利用者様のお宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行又は利用者の居宅を訪問した後に共同でカンファレンスを行い生活機能の向上を目指した訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携しその訪問介護計画書に基づく訪問介護が提供された場合、訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月間算定。

※4 自立生活支援のための見守りの援助(声かけ、疲労の確認等)、外出の介助(安全の声かけ、見守り等)

2 介護予防・日常生活支援総合事業(練馬区・訪問型サービス)料金表

利用者負担額の計算方法については訪問介護と同じです。2割負担3割負担についても同様です。	1ヶ月あたりの料金		
	単位数	1割負担	備考
①基本額	練馬区・訪問型サービス(Ⅰ)	1137単位	1297円 週に1回程度
	練馬区・訪問型サービス(Ⅱ)	2272単位	2590円 週に2回程度
	練馬区・訪問型サービス(Ⅲ)	3604単位	4109円 週に3回程度
②加算	初回加算	上記説明※1	200単位 228円
	生活機能連携向上加算	上記説明※3	100単位 114円
	身体介護加算	上記説明※4	36単位 41円
	訪問型サービス 処遇改善加算Ⅰ		上記介護職員処遇改善加算Ⅰに同じ
	訪問型サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		上記介護職員特定処遇改善加算Ⅱに同じ
利用者負担1割分の計算方法			上記利用者負担1割分の計算方法に同じ

3 その他の費用

項目	費用
交通費	サービス実施地域以外に訪問する場合は実費を頂きます。
キャンセル料	1500円(介護予防訪問介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業を除く)

4 介護保険外サービス(自費サービス)

項目	費用
家庭内で行う家事	2600円+消費税/時
身体介護、送り迎え、草取り、窓ふき等	4000円+消費税/時
病院内、美容室内の付き添い(待ち時間)	2500円+消費税/時

上記料金の改定について説明を受け、了承しました。

年 月 日

氏名

代理人

(代理人が必要な時にご署名ください)

ケアプランニング結い訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業【契約書別紙】

○ 事業所の営業時間 月曜日～金曜日（祭日、12月29日～1月3日を除く）
午前9:00～午後6時まで

○ 管理者・サービス提供責任者 土井 圭子 連絡先 03-5933-2100

訪問介護・介護予防訪問介護の内容
提供するサービスは以下のとおりです。

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用
①			ケアマネジャーが発行する利用票に基づき作成した訪問介護	○
②				
③				

利用料金は下記のとおりです

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用の場合の
①			ケアマネジャーが発行する利用票別表のとおり	
②				
③				

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村（住民票記載地）の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

上記の内容を説明を受けて了承しました

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名・続柄 _____ 印 _____ 続柄

事業者 事業者名 有限会社 ケアプランニング結い
住所 〒178-0063 東京都練馬区東大泉3-22-15シンフォニープラザ1F
電話 03-5933-2100

代表者氏名 荒井 養 印

事業所 事業所名 ケアプランニング結い
住所 〒178-0063 東京都練馬区東大泉3-22-15シンフォニープラザ1F
電話 03-5933-2100